

**インバウンドの地方誘客や
消費拡大に向けた観光コンテンツ造成業務委託
公募型プロポーザル応募要領**

**令和5年10月
大樹町**

目次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	提案見積金額の上限額.....	1
4	参加資格要件.....	1
5	プロポーザル実施スケジュール	2
6	プレゼンテーション及びヒアリング	4
7	提案の審査・評価及び契約候補者の特定	5
8	審査結果の通知及び公表	6
9	契約の締結	7
10	留意事項	7
11	問合せ先（担当課）	7

1 趣旨

本町は、1980年代以来、官民一体となって「宇宙のまちづくり」を進めている。特に近年は宇宙ベンチャー企業によるロケット打上や射場の整備など、急速に宇宙開発が進められている。このように宇宙開発への機運が醸成されている状況の中で、本町に国内外から多くの視察者が訪れるようになってきたものの、本町における観光コンテンツが不十分である事から、滞在時間が短く、地域にお金が落ちるような仕組みとなっていない。したがって、これらの需要を取りこぼさない為にも、他地域にはない特徴を有する本町のポテンシャルを最大限発揮できるような観光コンテンツの造成が急務となっている。

このような背景に鑑み、本町では、北海道スペースポート(HOSPO)を核とし、更なる交流人口の拡大及びインバウンド誘客を図るため、「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成業務委託」を実施するものである。

なお、本要領は、上記業務委託に係る契約の相手方の候補者（以下「契約候補者」という。）を公募型プロポーザル方式によって特定するための必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

業務委託は、次に掲げる事項及び「委託仕様書」（別紙1）に基づき行うものとする。

(1) 件名

インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成業務委託

(2) 業務内容

別に定める「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年2月15日まで

3 提案見積金額の上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

※提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。超えた場合は失格とする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 大樹町契約規則第 16 条による、大樹町指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 大樹町競争入札参加者指名停止事務処理要領（平成 12 年施行）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 大樹町暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年大樹町条例第 4 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、又は、暴力団関係事業者でないこと。
- (7) 北海道スペースポート（HOSPO）を活用した探究学習や STEAM 教育等の実施経験があること

5 プロポーザル実施スケジュール

(1) 全体スケジュール

項目	内容
令和5年10月13日(金)	応募要領、仕様書の公表
令和5年10月18日(水)17:15	参加表明書の提出期限
令和5年10月18日(水)17:15	質問書の提出期限
令和5年10月20日(金)	質問に対する回答期限
令和5年10月20日(金)	資格審査結果の通知
令和5年10月20日(金)	企画提案書の提出要請
令和5年11月6日(月)17:15	企画提案書の提出期限
令和5年11月上旬頃	プレゼンテーション審査
令和5年11月上旬頃	審査結果の通知、契約

(2) 応募要領等の公表

ア 期間 令和5年10月13日(金)

イ 方法 大樹町ホームページ

(3) 質問の受付及び回答

本応募要領等に対する質問がある者については、**質問書（様式第1号）**に質問事項及び必要事項を記入の上、大樹町企画商工課まで電子メール（uchu@town.taiki.hokkaido.jp）にて質問すること。

メールタイトルは【事業者名】インバウンドの地方誘客及び消費拡大に向けた観光コンテンツ造成業務委託 質問書 とすること。

質問に対する回答は、大樹町ホームページで公表する。

(4) 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記に規定する提出書類を記入の上、大樹町企画商工課まで電子メール（uchu@town.taiki.hokkaido.jp）にて提出すること。

メールタイトルは【事業者名】インバウンドの地方誘客及び消費拡大に向けた観光コンテンツ造成業務委託 参加表明書 とすること。また、いかなる場合においても、提出期限後の提出は受け付けない。

ア 提出期限

令和5年10月18日（水）午後5時15分（必着）

イ 提出書類（参加表明書等）

番号	提出書類名	説明等
1	参加表明書（様式第2号）	
2	提案者概要（様式第7号）	

(5) 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認は、大樹町企画商工課において、参加表明書の提出日を基準として、この要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。

参加資格要件を満たしていることが確認できない場合や、参加資格要件確認後から契約締結までの間に要件を欠くような事態が発生した場合は、失格とする。

(6) 参加資格要件確認結果の通知

参加表明書（様式第2号）を提出した者へ電子メールで通知する。

なお、参加資格確認結果に関する情報については、契約候補者が特定されるまでは公表しない。

(7) 参加辞退届の提出

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面にて**参加辞退届（様式第4号）**を大樹町企画商工課へ提出すること。

（8）企画提案書等の提出

ア 受付期間 令和5年10月20日（金）～

令和5年11月6日（月）午後5時15分（必着）

イ 提出方法 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間に、下記に規定する提出書類を大樹町企画商工課まで電子メール（uchu@town.taiki.hokkaido.jp）にて提出すること。

メールタイトルは【事業者名】インバウンドの地方誘客及び消費拡大に向けた観光コンテンツ造成業務委託 企画提案書 とすること。また、いかなる場合においても、提出期限後の提出は受け付けない。

なお、参加表明書の提出があつたにもかかわらず、企画提案書等が期限までに提出されない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

ウ 提出書類（企画提案書等）

（ア）**企画提案書送付書（様式第6号）**

（イ）**企画提案書（自由様式）**

次の事項がわかるように記載すること。

- 1 観光資源を活用したコンテンツの造成
- 2 備品の購入・設備の導入（レンタルも可能）
- 3 アンケート調査の実施及び効果検証
- 4 実施スケジュール

（ウ）企画提案書に添付する書類

補足・参考資料（任意書式）

（エ）**提案見積書（自由様式）**

（オ）業務行程（任意様式）

4）提出部数

正本1部

6 プレゼンテーション及びヒアリング

提案者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。ただし、やむを得ない理由によりプレゼンテーション及びヒアリングの実施が困難となった場合などは、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施しないことがある。

（1）実施日

令和5年11月上旬（予定）

実施日時及び留意事項について、大樹町企画商工課から提案者に対し別途通知する。なお、通知は、**参加表明書（様式第2号）**に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて送付する。

プレゼンテーション及びヒアリングによる審査の順番は、企画提案書の受付順番とする。

（2）実施場所

プレゼンテーション場所、時間及び方法（オンライン等）等の詳細は、【様式第2号】に記載された代表者に対し、事前に別途通知する。

7 提案の審査・評価及び契約候補者の特定

（1）選定委員会の設置

ア 選定を厳正かつ公平に行うため、別に定める「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、事業内容等の審査及び提案の評価を実施する。

イ 選定委員会は、観光・航空宇宙等に関する業務を担当する町職員で構成する。

（2）審査・評価基準

審査・評価は、参加提案書等の内容（プレゼンテーション及びヒアリングの内容を含む。）について、選定委員会において次の基準に基づき点数化し、提案者の順位及び契約候補者を特定する。

審査・評価項目や基準、配点は次のとおりとする。

【審査・評価基準】

1 企画の内容	・事業を遂行するだけでなく、事業終了後も継続的なインバウンド誘客ができる内容が含まれているか ・見積額に対して相当以上の効果が見込まれる内容となっているか ・効果的な独自提案が含まれているか、また専門的なノウハウなどを活用した内容となっているか ・幅広く地域の事業者を活用する企画となっているか	60点
2 業務の内容	・事業の目的を達成するために必要なノウハウや体制が確保されているか	20点

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を適切かつ着実に実施できる企画運営能力、実績を持つ人員が配置されているか ・業務の工程やスケジュールが明確に示されており、現実的な内容となっているか 	
3 業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に類似業務での実績があり、提案内容を遂行する能力があるか 	20点
合 計		100点

※評価点は、選定委員1人につき100点である。

(3) 契約候補者の特定

ア 選定委員の評価点の合計点数が最も高い提案者を契約候補者として特定する。

ただし、最も高い提案者の合計点数が満点の60%未満である場合は、契約候補者なしとする。

イ 評価点合計が同点となった場合の取扱い

評価点合計が同点の場合は、次の手順に従い、順位をつけるものとする。

第1手順：「企画の内容」の得点の高い者

ウ 失格要件

以下の（ア）から（カ）のいずれかに該当した場合には、選定委員会において協議のうえ、失格とする。

- （ア） 提出書類に虚偽の記載がある場合
- （イ） 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- （ウ） 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- （エ） 選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）に欠席した場合
- （オ） 選定委員会の委員長または委員に直接、間接問わず連絡を求めた場合
- （カ） その他、選定委員会において不相当と認められた場合

8 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、大樹町ホームページにて、全ての提案者の評価項目ごとの評価点及び評価点合計を公表する。ただし、契約候補者以外の提案者名については掲載しないこととする。

また、審査結果の内容に関する問合せには応じない。

9 契約の締結

契約候補者特定後、本町企画商工課において契約候補者と仕様確認等の協議を実施し、契約を締結する。

契約候補者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を次の契約候補者とする。

10 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、全て参加者（提案者）の負担とする。
- (2) やむを得ない事由がある場合、本プロポーザルを停止、中止する場合がある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を大樹町に請求することはできないものとする。
- (3) 提出書類を郵送で提出する場合においては、郵便事故等により、申請書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本プロポーザルに関してのみ使用し、それ以外には使用しない。
- (6) 審査結果に係る異議申し立てはできないものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る説明会は、実施しない。

11 問合せ先（担当課）

〒089-2195

北海道広尾郡大樹町東本通33番地

大樹町役場企画商工課

電話：01558-6-2113

FAX：01558-6-2495

Eメール：uchu@town.taiki.hokkaido.jp